

国立公園核心地域等における低炭素化促進事業の募集 平成 25 年度公募要領

平成 25 年度 6 月
環境省自然環境局国立公園課

環境省では、平成 25 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、国立公園核心地域等における低炭素化促進事業を行うこととしています。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

I. 国立公園核心地域等における低炭素化促進事業の募集について

1. 募集の目的と性格

- **国立公園核心地域における低炭素化を促進するものです。**

全国の国立公園には、集団施設地区等公園利用上重要な拠点として集約的な施設整備が行われています。これらの施設は、国立公園等に訪れる多くの利用者に利用され、地域の観光産業に不可欠なものとなっている一方で、山岳地域においては、厳しいアクセス条件や貴省条件等があるため、旧来の非効率の設備の改善が進まない状況にあります。一方、これらの地区は山岳地や温泉地であることが多く、中小水力や小型風力、小型地熱発電の資源賦存量が多いところです。

そこで、当該事業では、このような地区において、公園事業施設におけるエネルギー消費の少ないシステム導入、地産地消型のコンパクトな自然再生エネルギーの活用を支援することで、自然豊かな国立公園核心地域等における低炭素化を効果的に図ることを目的としています。

さらに、当該地区を自然との共生モデルとして、国立公園利用者を通じた全国への普及展開、自然再生エネルギー活用促進につなげる等の波及効果も期待するものです。

- **事業の実施により二酸化炭素排出量が確実に削減されることが必要です。**

上記目的から、本事業においては二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。そのため、申請においては、二酸化炭素の削減について算出過程も含む削減量の根拠を明示していただきます。

また、事業完了後は削減量の実績を3年間報告していただきます。

- **本補助金の執行は、法律及び要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。**

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱・実施要領に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られる、環境省の指示に従わない場合には、交付要綱の規定に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合は、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で応募してください。

2. 補助対象となる事業

(1) 省エネルギー施設・設備の整備・改修

自然公園法第10条第3項により認可された公園事業施設であって、LED照明、高効率給湯器、高効率空調等の設備導入、断熱性向上のための施設改修等、省エネルギー化の効果をえられる施設・設備の整備・改修であり、以下の要件を満たすものを対象とします。

- ① 自然公園法第10条第6項において認可される見込みであること。
(ただし、認可申請を行う必要のない軽微な変更については除外します。)
- ② 一部の施設改修や設備導入ではなく、施設全体で省エネルギー化を図るものであること。
- ③ 建物の全面的な建て替え費用ではないこと。国立公園利用者への地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。

(2) 自然再生エネルギー施設・設備の導入

太陽光、水力、風力、地中熱、地熱等の自然再生エネルギーを活用した発電施設（公園施設の規模に応じた小型のものに限る。）・設備の導入であり、以下の要件を満たすものを対象とする。

- ① 自然公園法第10条第6項において認可される見込みであること。
(ただし、認可申請を行う必要のない軽微な変更については除外します。)
- ② 固定価格買取制度による売電を行わないものであること。
- ③ 河川法、温泉法等の関連する法令により許認可がなされている、或いは許認可される見込みであること。
- ④ 自然再生エネルギーのポテンシャルや自然環境への影響等の必要な事前調査が十分に行われ、施設・設備の導入に際して地域の関係者の合意が得られているものであること。
- ⑤ 国立公園利用者への地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。

3. 対象事業者

次のいずれかに該当するものであり、地方公共団体は対象外です。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人
- ③ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ 法律により直接設立された法人
- ⑤ その他環境大臣が適当と認める者

なお、他法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合は、交付の対象となりませんので、ご注意ください

4. 補助事業の年数及び補助率

- (1) 補助事業の年数：原則として単年度とします。
- (2) 補助率：1 / 2 を上限とします。

5. 応募にあたっての留意事項

(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。なお、必要な経費としては、消費税等相当額を除いて計算してください。

<経費の区分> (別紙参照)

事業を行うために必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

(2) 維持管理費

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(3) 二酸化炭素の削減量の把握等

補助事業者は補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、二酸化炭素の削減量及び波及効果等を毎年度とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに環境大臣に提出するものとします。

6. 補助対象事業の選定について

一般公募を行い、選定します。

応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い、平成2

5年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定します。

7. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存したコンパクトディスク等を、公募期間内に持参又は郵送により提出ください。なお、提出物は、封筒に入れ、宛名面に「国立公園核心地域等における低炭素化促進事業応募書類」と赤字で明記してください。

応募書類の作成にあたっては、必ず様式の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

<環境省ホームページ>

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/subsidy/h25_p.html

(2) 公募期間

平成25年6月13日(木)～7月31日(水)

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

①事業実施計画書及び経費内訳

- 【別紙1】 国立公園核心地域等における低炭素化促進事業実施計画書
- 【別紙2】 国立公園核心地域等における低炭素化促進事業に要する経費内訳
- 見積書
- 施設及び設備の整備・改修内容がわかる図面（構造図、配置図等）
- 自然再生エネルギー設備導入を行う場合は、公園事業施設全体の直近1年間の消費電力がわかる資料
- そのほか環境省から指示のある必要書類

② 定款・寄付行為

③ 経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計画書）

④提出部数

- ・上記①～③を紙書類にて2部
- ・①を保存したコンパクトディスク等の記録媒体を1部

(4) 提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局国立公園課 事業係宛

TEL:03-5521-8278/FAX:03-3595-1716

※郵送の場合は、受領の確認のため、郵送した旨を電話にてご連絡ください。

国立公園核心地域等における低炭素化促進事業実施計画書

事業実施の 代表者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職			
事業実施の 担当者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職			
経理責任者	氏 名 所属団体・部署 所 在 地 電 話 / F A X E-mail アドレ ス 役 職			
共同事業者 右の欄は9ポイ ントで記入す ること	機関・組織等の 名称	事業実施責任者		
		氏名	所属部局・役職名	電話、FAX番号
				E-mailアドレス
実施時期	交付決定日 ～ 平成 年 月 日			
事業の 実施場所	(国立公園名: 地域名:)			
公園事業 の名称				
事業概要				
事業目的				
事業の方法、 内容 (整備する設備 等の種類、規 模、数量、その 他)	※記入上の注意 具体の整備・改修内容の他、その規模や整備する設備の種類等が分かるよう記入すること。 なお、自然再生エネルギー施設・設備の導入にあたっては、その発電量について記入すること。			
事業費	千円 (当該年度)			

<p>事業によるCO₂削減効果</p>	<p>【CO₂削減効果】 ・・・CO₂トン/年</p> <p>【CO₂削減効果の算定根拠】 別添のとおり</p> <p>【CO₂削減コスト】</p> <p>【CO₂削減コストの算定根拠】</p> <p>【CO₂削減量の把握方法：施設・設備の供用開始後】</p> <p>※記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 【CO₂削減効果】及び【CO₂削減効果の算出根拠】については、①事業全体、②事業の実施場所（業務施設等）ごと、③整備する設備等の種類ごとのそれぞれについて記入すること。 【CO₂削減効果】は、【CO₂削減効果の算定根拠】により算定した年間のCO₂削減量を記入すること。 【CO₂削減効果の算定根拠】は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>（平成24年7月環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）において使用するエクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）によりCO₂削減量を算定した上で、同ファイルを添付すること。 ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意すること。 ①エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「事業による直接導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること（「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量の算定は不要。） ②エクセルファイル（「ハード対策事業計算ファイル」）における「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記入することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記入するとともに、その具体的資料を添付すること。 【CO₂削減コスト】は、【CO₂削減効果】に記入したCO₂削減量1トンを削減するために必要なコスト（円/tCO₂）について、イニシャルコスト及びランニングコストの別に記入すること。 【CO₂削減コストの算定根拠】は、【CO₂削減コスト】に記入したイニシャルコスト及びランニングコストの算定根拠を記入すること。
--------------------------------	--

注：①本計画書に、見積書の他、施設及び設備の整備・改修の内容がわかる構造図・立面図・平面図・配置図・色彩図、実施予定地の位置図等がわかる資料を添付すること。

②自然再生エネルギー設備導入を行う場合は、公園事業施設全体の直近1年間の消費電力がわかる資料を添付すること。

③記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記入すること。

④補助対象外設備がある場合や複数年度にまたぎ整備を行う場合は、本表とは別に、事業全体分の計画について、事業の方法、内容、事業費及び事業によるCO₂削減効果が分かる表を作成し、参考として添付すること。

⑤複数事業者が共同で申請する場合は、各事業者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。

国立公園核心地域等における低炭素化促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 国庫補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)

名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1)交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2)交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3)事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります（ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

(4)その他

補助対象経費の詳細は別紙の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		労務費	<p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して、事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p>
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）</p>
		(間接工事費) 共通仮設費	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品</p>		

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 297 539 353">号</th> <th data-bbox="539 297 1187 353">区 分</th> <th data-bbox="1187 297 1385 353">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 353 539 450">1</td> <td data-bbox="539 353 1187 450">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1187 353 1385 450">6. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 450 539 546">2</td> <td data-bbox="539 450 1187 546">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1187 450 1385 546">5. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 546 539 633">3</td> <td data-bbox="539 546 1187 633">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1187 546 1385 633">4. 5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6. 5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%													
3	1億円を超える金額に対して	4. 5%													

○補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。